

施設等利用給付認定（新2号・新3号） の手続き（令和7年度用）

ピンク色

令和6年9月発行

●施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園や認可外保育施設等を利用し、無償化の給付を受ける場合は、新たに設定された「施設等利用給付認定」を受けることが必要となります。認定には、「**新1号**」（満3歳以上の教育認定）、「**新2号**」（令和7年4月1日現在3歳から5歳の保育認定）、「**新3号**」（令和7年4月1日現在0歳から2歳の保育認定）の3つの区分があります。このご案内は、新2号・新3号の申請手続きです。



●申請対象者

令和7年4月1日現在、**3歳から5歳のお子さん**と**0歳から2歳の非課税世帯のお子さん**のうち

- ・認可外保育施設（認証保育所含む）、一時預かり事業、ファミリーサポート事業などを利用しているか利用する見込みがある方
- ・幼稚園、認定こども園（教育）の預かり保育を利用しているか利用する見込みがある方

●保育の必要性の認定

「施設等利用給付認定」を受けるためには、父母ともに「保育の必要性」の事由が必要です。

また、事由によって、認定の有効期間が定められています。

「保育の必要性」の事由や認定期間の詳細については、次頁のフローチャートをご覧ください。

●申請方法

葛飾区の認定申請を取りまとめている施設の場合は、施設の締切日までにご提出ください。葛飾区の認定申請を取りまとめていない施設、または施設の締切日に提出が間に合わない場合は、直接区にご提出ください。

保育の必要性について要件を満たしている場合、区申請書受領日翌日以降かつ認定希望日以降の日を「**認定開始日**」として認定を行います。

なお、申請していても認定を受けなければ、無償化の対象となりません。さかのぼって認定はいたしませんので、必ずお早めに申請してください。

●申請期間

【4月入園】

施設で取りまとめている場合：
施設の締切日までに各施設に提出。

直接窓口で申請する場合：
令和7年2月3日(月)～令和7年2月7日(金)

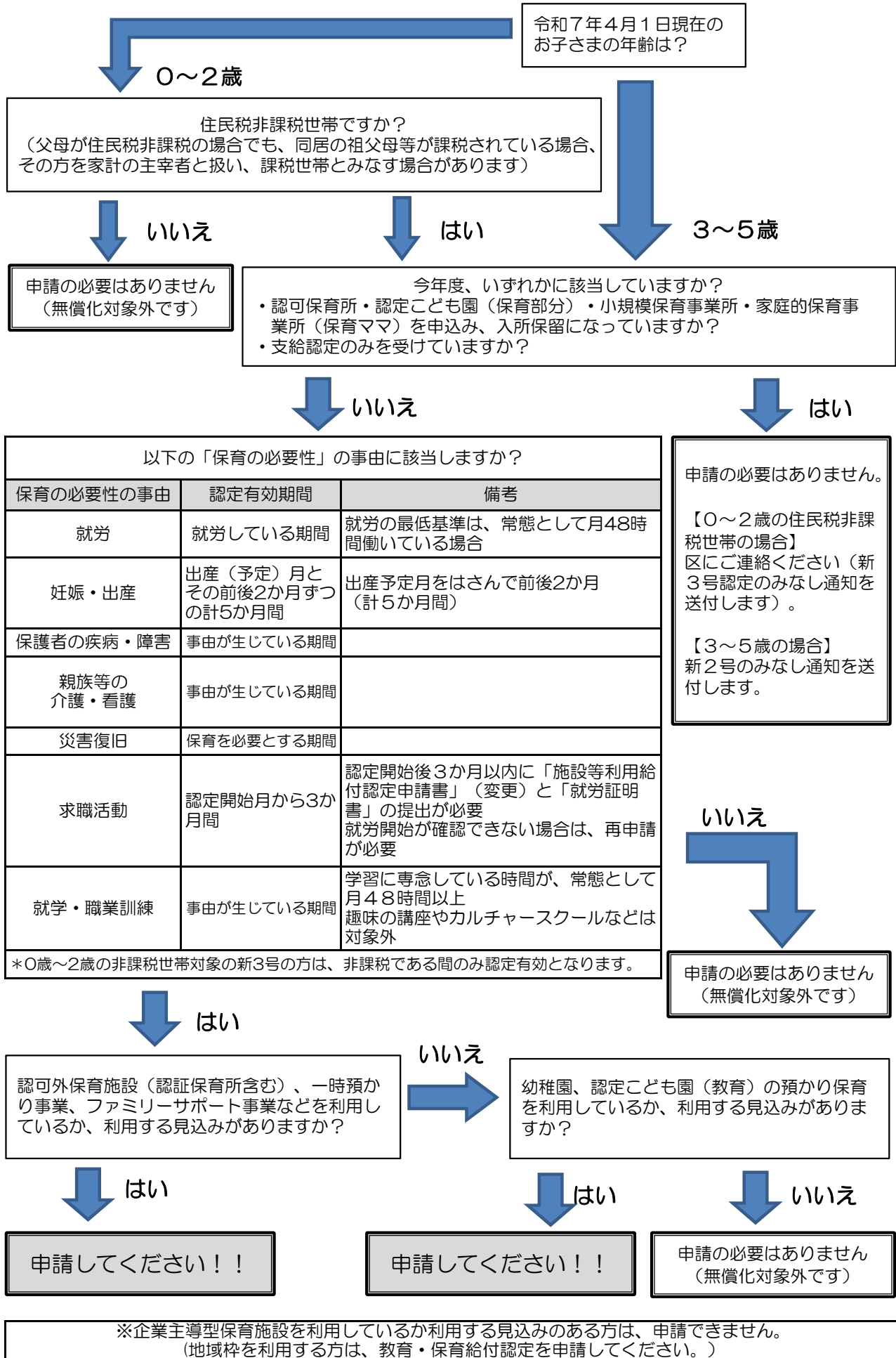
【途中入園】

認定を受けたい日の2週間前まで

受付場所：区役所4階401子育て支援窓口
受付時間：平日 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は除く)



●申請フローチャート



●申請にあたって提出する書類

(1) 必ず提出していただくもの

①施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）

②個人番号（マイナンバー）の「番号確認」及び「本人確認」のための書類※1

申込者（代表保護者）の方の書類の写し		
(A) 番号確認	必ず提出	個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号付きの住民票のうちいずれか1点
(B) 本人確認	1点でよいもの	本人の顔写真付きの公的証明書 例：個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、 身体障害者手帳、在留カード等
	2点必要なもの	例：健康保険証※2、介護保険証、年金手帳、生活保護受給者証、 税金等・公共料金の領収書等

※1 子育て支援窓口にて直接申請する場合は、窓口で確認させていただきますので、写しは不要です。

※2 健康保険証の写しを送付する場合は、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶす等）してください。

③保育の必要性を確認するための資料

父・母及び認定希望日時時点で、父母とマンション・アパート等同一の建物（別の居室含む）に居住する20歳以上65歳未満の親族（内縁含む）の分も必要です。

世帯が別であっても、同一建物内に住む場合は提出が必要です。

保育の必要性		必要な提出書類
就労	外勤	就労証明書（就労先の人事担当が記載したものに限り） 申立書（産休・育休取得中の方はこちらもご提出ください。）
	自営業・ 内職	就労証明書 自営業の方は、直近の確定申告書（第一表・第二表）か源泉徴収票の写し または 仕事内容や資格がわかるもの （営業許可証、開業届等、開業していることが確認できるパンフレット、チラシ等の写し）
妊娠・出産		申立書 及び 親子（母子）健康手帳（分娩予定日の記載箇所）の写し
疾病・障害		申立書 及び 診断書（保育困難な状況が記載されていること）の写し または 各種手帳の写し
介護・看護		申立書 及び 通院や介護の状況が分かる資料
災害復旧		申立書 及び 災証明書の写し
求職活動	内定有り	就労証明書
	内定無し	申立書
就学・職業訓練		申立書 及び 在学証明書と時間割の写し

* 状況を証明する資料については3か月以内に発行されたものが有効です。

* 施設の新規入所にあたり、認定申請をする方で育児休業を取得中の場合、認定を受けた翌月の1日までに元の職場への復職が必要です。復職の確認が取れない場合、認定を取消すため無償化の対象外となります。

(2) 状況に応じて提出していただくもの

対象	世帯の状況		必要な提出書類
全年齢	父母又は父母のひとりが不存在		児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書のいずれかの写し。これらに該当しない場合は、全部事項証明書（戸籍謄本）（親、子の分）の写し及び世帯状況確認書。
0歳から2歳児クラスのお子さん（非課税世帯であることの証明）	生活保護世帯		生活保護受給証明書
	令和7年4月から 令和7年8月の 認定申請	令和6年1月1日現在 区内に住所のなかった方	令和6年度住民税非課税証明書※3 （父・母の状況がわかるもの）
	令和7年9月から 令和8年3月の 認定申請	令和7年1月1日現在 区内に住所のなかった方	令和7年度住民税非課税証明書※3 （父・母の状況がわかるもの）

※3 同居の祖父母等が課税されている場合、その方を家計の主宰者と扱うことがあるため、祖父母等の証明書が必要な場合があります。

この印刷物は、印刷用紙の紙へリサイクルできます。

●Q&A

Q1 今年の12月で3歳になります。12月から無償化対象ですか。

A1 3歳になる年度中は、2歳児クラス児童となりますので、非課税世帯のみが無償化の対象です。

Q2 認可外保育施設を利用していますが、どんな施設が対象ですか。

A2 無償化対象施設は、認証保育所、指導監督基準を満たした認可外保育施設（ベビーホテル等）、子育て支援サービス（病児・病後児保育、一時保育、休日保育、ファミリーサポート等）です。
葛飾区では、保育の質の確保向上を早期に図るため、令和3年4月から国の基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象外としました。区内の無償化対象施設については、区ホームページをご覧ください。

Q3 申請書を提出するのが遅くなってしまいました。

A3 申請日の前日以前の日付で認定されることはありません。保育の無償化は、認定を受けていることが前提となりますので、既に保育施設を利用している場合でも無償化の対象となりません。
保育の必要性の審査に時間を要することもありますので、余裕を持って申請してください。



Q4 きょうだいで同時に申請する場合の書類は、それぞれ必要ですか。

A4 施設等利用給付認定申請書及び添付資料は、世帯で一部ご用意いただければ構いません。

Q5 申請は毎年行うのですか。また、認定期限が過ぎた場合はまた申請が必要ですか。

A5 保育の必要性を、年に1回確認させていただきますので、申請をしていただく必要はありません。ただし、認定期限が切れ、引き続き施設等利用給付を受けたい場合は、再度申請を行う必要があります。

Q6 認定決定通知書を受け取った後、申請内容に変更がありました。届け出は必要ですか。

A6 求職活動から就労、就労から介護など要件に変更があった場合には、変更後の要件を確認する資料を施設等利用給付認定申請書に添付して再申請してください。
また、「就労先が変わった」など、要件の変更を伴わない場合は、申請内容変更届に必要な書類を添えてご提出ください。

Q7 近日中に葛飾区へ引越しをします。引越し前の自治体ですでに認定を受けていますが、再度葛飾区に申請をしなければいけませんか。

A7 葛飾区に転入した日から葛飾区で保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請が必要です。あらかじめ提出書類を準備し、転入手続きを行った日に、子育て支援窓口にて申請を行ってください。

Q8 葛飾区からの引越しを予定しています。葛飾区ですでに認定を受けていますが、転出先の自治体にも申請をしなければいけませんか。

A8 葛飾区から転出した日から居住自治体で保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請が必要です。手続きの時期については、転出先の自治体にご確認ください。


●参考

施設等利用給付認定申請書の記入例は、区ホームページに掲載しています。

申請書ほか申請に必要な書類は、区ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援窓口で配付しています。

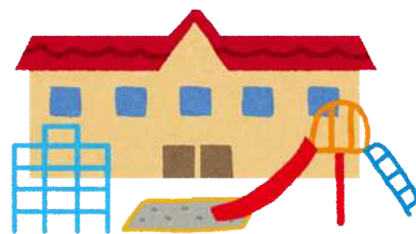

～認定申請に関して～

葛飾区 利用給付認定



～保育料等の補助や無償化対象施設に関して～

葛飾区 無償化



〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
(区役所4階401子育て支援窓口)
葛飾区子育て支援部保育課入園相談係
TEL03-5654-8278～9
子育て支援窓口保育アドバイザー
TEL03-5654-8567